

※営繕・・・建築物の営造と修繕のこと（建築物の新築・増築・修繕及び模様替えなど）

建築物を建てる時に知っておきたいポイント！

～安心して建物を建てるために～

1. このような建物も「建築物」に該当します!!

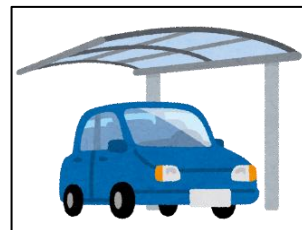
【Point1】建築基準法第2条1項一号…

土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するものは、建築物に該当します。

土地に定着した屋根や柱・壁などがあり、人が居住、使用または利用するものは建築物となります。

！よく建築物ではないと勘違いされやすい建物…**カーポート**です。
壁がないので建築物ではないように見えますが、、

⇒**柱か壁の上に屋根があれば建築物になるので注意!!**



2. どれぐらいの規模の増築で確認申請が必要になるのか？

【Point1】建築基準法第6条2項…

準防火地域外で増築等をする場合は、その増築等に係る部分の床面積の合計が10㎡(約3坪(6畳))を超える場合は確認申請が必要になります。

10㎡を超える建築物を増築する場合は、確認申請の手続きが必要になります！
別棟の物置であっても、10㎡を超えたら必要になるので要注意!!

※カーポートを例にすると、概ね車一台分くらいです。

※新築する場合や準防火地域内においては、10㎡以下でも必要です。

・準防火地域とは…住宅や建物が密集している地域で、火事が周囲に燃え広がりにくくするため、建物の材料構造にルールを設けたエリア（藤枝市は駅周辺や旧市街地エリアなどが対象です！（藤枝、本町等））

